

令和８年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務委託事業者選定等委員会設置運営要綱

（設置）

第１条 令和８年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務の委託事業者を選定するため、令和８年度ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務委託事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員４人をもって組織する。また委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができるものとする。

（委員長の職務及び代理）

第３条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

２ 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の業務）

第４条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

２ 委員会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

３ 委員会の審議内容は、別に定める。

（事務局）

第５条 委員会の事務局を、産業政策部産業振興課に置く。

（委任）

第６条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営その他の必要事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年９月１１日に施行し、委託契約締結の日に効力を失う。

別表（第２条関係）

区 分	氏 名	職 名
委員長	山本 聡一郎	山梨県 産業政策部 産業振興課 課長
委員	勝俣 秀文	山梨県 高度政策推進局 地域ブランドグループ 地域ブランド戦略監
委員	串田 賢一	山梨県 産業政策部 産業技術センター デザイン技術部 主任研究員
委員	内藤 恵一	協同組合山梨県ジュエリー協会 専務理事
委員	鈴木 重正	甲府商工会議所 中小企業振興部 産業振興観光課 課長